

令和 2 年度版

市 税 概 要



目 次

はじめに

1 市税の概要

- (1) 令和元年度市税決算概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4
- (2) 令和2年度市税当初予算概況・・・・・・・・・・・・ 5

2 賦 課

(1) 市民税

- ア 個人市民税の決算調定額の推移・・・・・・・・・・・・ 6
- イ 個人市民税の所得区分別課税状況の推移・・・・・・・・ 6
- ウ 令和2年度個人市民税の納税義務者等の調・・・・・・・・ 7
- エ 特別徴収税額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- オ 退職所得（分離課税）の所得割額等の調・・・・・・・・ 7
- カ 令和2年度階層別所得割額等の調・・・・・・・・・・・・ 8
- キ 個人市民税の所得割額等の推移・・・・・・・・・・・・ 9
- ク 個人市民税の所得控除額の推移・・・・・・・・・・・・ 9
- ケ 所得控除等の額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- コ 法人市民税
 - (ア) 法人市民税決算調定額の推移・・・・・・・・・・・・ 11
 - (イ) 均等割の法人号別の件数・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (ウ) 税率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(2) 固定資産税

- ア 固定資産税の決算調定額の推移・・・・・・・・・・・・ 12
- イ 土 地
 - (ア) 令和2年度の土地の評価概要・・・・・・・・・・・・ 12
 - (イ) 地積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (ウ) 納税義務者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (エ) 納税義務者数と筆数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (オ) 評価額と課税標準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14・15

ウ 家屋	
(ア) 令和 2 年度の家屋の評価概要	15
(イ) 納税義務者数	15
(ウ) 納税義務者数、棟数、床面積、決定価格の推移 . . .	16
(エ) 令和 2 年度の木造家屋の種類別評価状況	16
(オ) 令和 2 年度の非木造家屋の種類別評価状況	17
(カ) 令和 2 年度の新増築家屋の種類別評価状況	17
(キ) 新増築家屋の推移	17・18
エ 償却資産	
(ア) 令和 2 年度の償却資産の評価概要	18
(イ) 令和 2 年度の納税義務者数	18
(ウ) 償却資産の納税義務者数、課税標準額等の推移 . . .	19
オ 市町村交付金及び納付金	
(ア) 国有資産等所在市町村交付金の推移	19
(3) 軽自動車税	
ア 令和 2 年度の車種別税額等	20
イ 軽自動車税の決算調定額の推移	21
(4) 市たばこ税	22
(5) 都市計画税	
ア 令和 2 年度の納税義務者数	22
イ 令和 2 年度の都市計画税の課税概要	22
ウ 都市計画税の決算調定額の推移	22
エ 土地に対する課税の推移	23
オ 家屋に対する課税の推移	23

3 徴 収

(1) 徴 収

ア 令和元年度税目別徴収実績	24
イ 税目別徴収実績の推移	25

(2) 滞納処分等の実績

ア 三重地方税管理回収機構活用状況	26
イ 差押実績 (三重地方税管理回収機構委託以外、自庁分)	27

(3) 口座振替納付等の状況

ア 納付方法別構成比	28
イ 令和元年度市税口座振替状況	29

4 市税の税率と市民の負担

(1) 市税負担状況と取扱件数	30
(2) 税率等の一覧表	31・32

5 税務課職員等状況

(1) 職員体制	33
(2) 年齢構成	33
(3) 職員数の推移	33
(4) 特殊勤務手当	33
(5) 事務分掌	33

参考資料

(1) 尾鷲市の概要	34
(2) 人口数の推移	35
(3) 世帯数の推移	35
(4) 基準財政収入額の推移等	36
(5) 予算に占める市税割合の推移	36

新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少に対応する税の軽減措置などについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」について・・・・・・・・ 37
- (2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置・・・・・・・・ 38
- (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (4) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長・・・ 39
- (5) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応・・・ 39
- (6) 中止されたイベントに対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応・・・ 39

はじめに

本冊子は、令和元年度決算及び令和２年度課税状況調等に基づき、本市の市税の概要を取りまとめた資料です。

平成31年度（令和元年度）の日本経済は、「雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、穏やかな回復が続いている。」と分析されておりました。

しかしながら、令和２年２月に発表された政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」等の影響を受けた経済活動の停滞は、我が国の雇用・所得環境に甚大な影響を与えています。

本市の社会経済的環境においても、人口減少に歯止めが掛からない中、従前からの少子高齢化や、過疎化の進行とも重なり、一層厳しい状況が続いています。

また今年度に入り、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の徴収猶予申請が相次ぐなど、国、県等による外出自粛要請の影響を受けた一部事業所における収益の大幅減少が報告されており、感染症終息の目途が立たない中、将来的な市税収入が、どの程度まで悪化するか、予断を許さない状況が続いております。

そのような中、過去５か年の市税全体の収入額は、平成28年度に若干の回復があったものの年々減少しており、平成26年度の約22億9,700万円と比較して、令和元年度には約20億2,000万円と、約２億7,700万円（約12％）減少しています。

特に、市税収入の８割以上を占める市民税及び固定資産税の今後の展望は、地域経済の低迷や、少子高齢化の進行、事業者の撤退や規模縮小、さらには地価下落等の影響を受け、引き続き減少の一途を辿っています。

また、収入未済額が２年連続で前年を上回り、これまで若干ながら上昇を続けておりました市税収納率も、令和元年度には0.6％の減少に転じるなど、高止まりの傾向を見せております。

近年、地方自治体の新たな財源確保施策として「ふるさと納税」制度の活用が推進されております。また、地方税制においては、社会情勢の変化に対応するため、税収に大きく影響するような制度改革が頻繁に行われております。

市税は地方自治体にとって重要な収入源であり、増加・拡大する各種行政需要に対応するための根幹的、基本的な財源として、様々な悪条件の中、いかに効率的に確保していくかが喫緊の課題となっています。

本市では、税負担の公平性と、安定的な自主財源を確保するため、新たな制度に対応した適正な賦課はもちろんのこと、さらなる収納の効率化に向け、自庁差押の実施や、三重地方税管理回収機構の活用等による滞納処分の強化・充実について、積極的かつ継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

1. 市税の概要

(1) 令和元年度市税決算概況

(2) 令和2年度市税当初予算概況

1.市税の概要

(1) 令和元年度市税決算概況

(市税調定額)

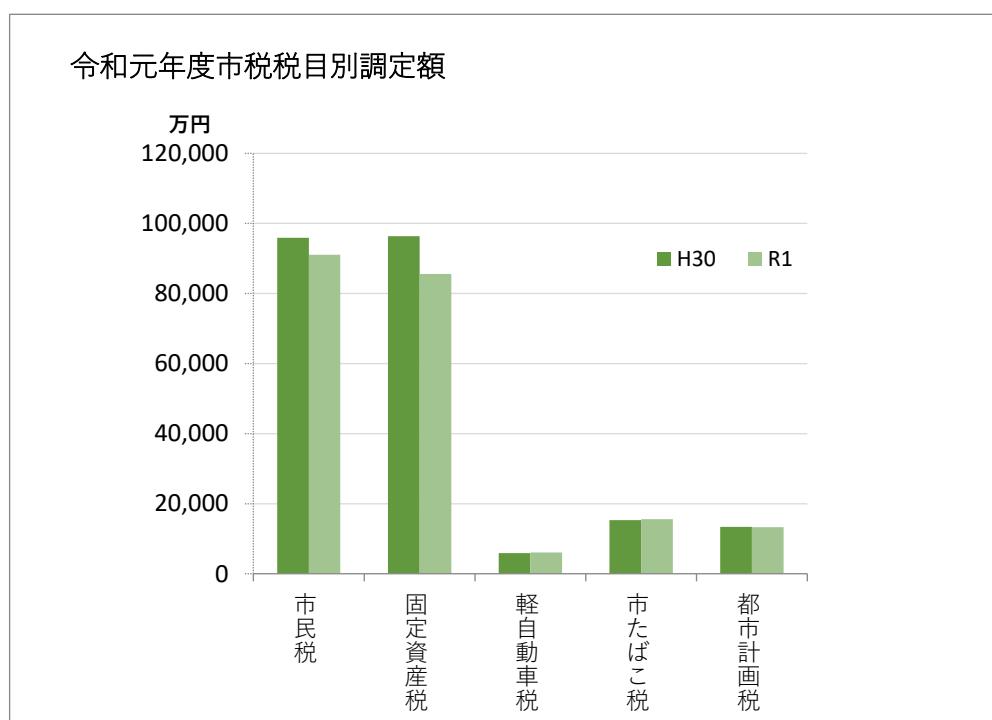
令和元年度の市税の調定額は、前年度と比較して、軽自動車税と市たばこ税以外すべて減少し、市税合計で約1億5,422万円、率にして6.8%の減少となった。

主な増減の理由は、平成30年度は譲渡所得による市民税の増額が発生したが、令和元年度は譲渡所得による影響を受けなかったことにより、前年度より減少した。

固定資産税・都市計画税については大規模事業者の撤退による償却資産の減少、地価下落を反映し評価額が減少したためである。又、軽自動車税は平成28年度の税額改正により重課税や新規取得課税の増額、市たばこ税については、売り上げ本数の減少したもの、たばこ税率の段階的な引き上げにより調定額が増加した。

表1 調定額

税 目	調定額(円)				
	R1	H30	差額 (R1-H30)	前年比 (%)	増減率 (%)
市民税	910,407,540	959,461,639	△ 49,054,099	94.9	△ 5.1
固定資産税	856,032,044	963,896,790	△ 107,864,746	88.8	△ 11.2
軽自動車税	60,771,805	59,301,451	1,470,354	102.5	2.5
市たばこ税	155,340,481	152,954,002	2,386,479	101.6	1.6
都市計画税	132,916,016	134,078,028	△ 1,162,012	99.1	△ 0.9
合 計	2,115,467,886	2,269,691,910	△ 154,224,024	93.2	△ 6.8



（市税決算額）

令和元年度の市税決算額(収入済額)については、ほぼ調定額の増減が反映され、前年度と比較して約1億6,105万円、率にして7.4%の減少となった。

収納率については、滞納整理の強化を継続しているが、若干の減少となった。

表 2 収入済額（決算額）

税 目	収入済額（円）				
	R1	H30	差額 (R1-H30)	前年比 (%)	増減率 (%)
市民税	873,447,540	927,052,956	△ 53,605,416	94.2	△ 5.8
固定資産税	809,142,025	918,262,242	△ 109,120,217	88.1	△ 11.9
軽自動車税	56,566,666	55,919,131	647,535	101.2	1.2
市たばこ税	155,340,481	152,954,002	2,386,479	101.6	1.6
都市計画税	125,800,855	127,163,116	△ 1,362,261	98.9	△ 1.1
合 計	2,020,297,567	2,181,351,447	△ 161,053,880	92.6	△ 7.4

表 3 収納率

税 目	収納率（％）		
	R1	H30	差（ポイント）
市民税	95.9	96.6	△ 0.7
固定資産税	94.5	95.3	△ 0.8
軽自動車税	93.1	94.3	△ 1.2
市たばこ税	100.0	100.0	0.0
都市計画税	94.6	94.8	△ 0.2
合 計	95.5	96.1	△ 0.6

表4 市税収入済額の推移（H26～R1）

税目	収入済額（円）及び前年比（％）											参考
	R1	対前年比	H30	対前年比	H29	対前年比	H28	対前年比	H27	対前年比	H26	R1年度 対H26年度比
市民税	873,447,540	94.2	927,052,956	103.1	899,090,045	97.9	918,727,462	100.0	918,763,042	97.4	943,405,938	92.6
個人	734,413,838	94.2	779,755,516	104.2	748,377,045	98.6	758,775,462	98.1	773,377,542	98.7	783,728,838	93.7
法人	139,033,702	94.4	147,297,440	97.7	150,713,000	94.2	159,952,000	110.0	145,385,500	91.0	159,677,100	87.1
固定資産税	809,142,025	88.1	918,262,242	93.7	980,218,890	100.0	979,933,819	100.8	972,168,994	98.0	991,545,867	81.6
固定資産税	800,960,225	88.1	909,539,142	93.6	971,286,790	100.1	970,564,719	100.9	962,244,194	98.0	981,709,767	81.6
国有資産等所在市町村交付金	8,181,800	93.8	8,723,100	97.7	8,932,100	95.3	9,369,100	94.4	9,924,800	100.9	9,836,100	83.2
軽自動車税	56,566,666	101.2	55,919,131	101.4	55,143,622	103.5	53,270,598	118.8	44,847,155	101.6	44,122,562	128.2
環境性能割	415,800	-	—	-	—	-	—	-	—	-	—	-
種別割	56,150,866	100.4	55,919,131	101.4	55,143,622	103.5	53,270,598	118.8	44,847,155	101.6	44,122,562	127.3
市たばこ税	155,340,481	101.6	152,954,002	97.6	156,731,047	93.6	167,474,927	97.8	171,283,148	99.7	171,866,210	90.4
都市計画税	125,800,855	98.9	127,163,116	93.5	136,053,796	99.5	136,768,359	98.6	138,770,450	94.6	146,720,432	85.7
市税合計	2,020,297,567	92.6	2,181,351,447	97.9	2,227,237,400	98.72	2,256,175,165	100.5	2,245,832,789	97.7	2,297,661,009	87.9

◇市税収入の推移(直近5か年) について

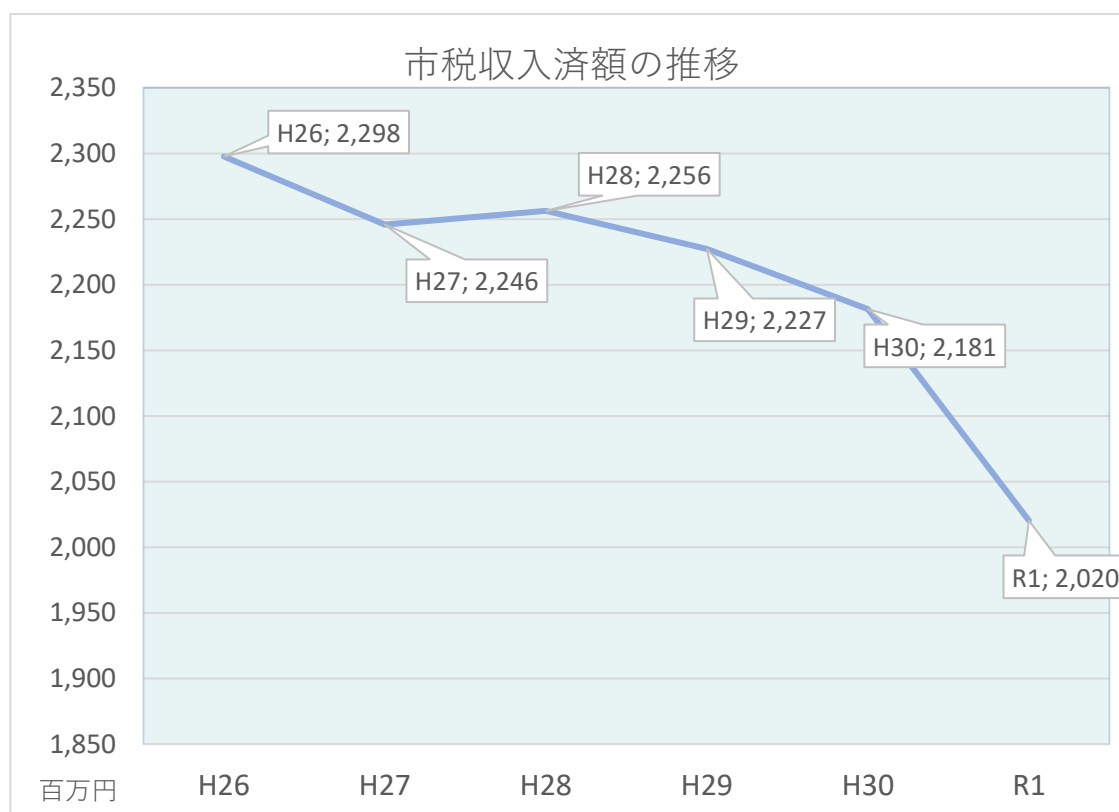
本市の市税収入済額は徐々に減少、平成28年度に若干回復したものの、平成29年度以降は再び減少を続けている。

直近の令和元年度分と5年前の平成26年度分と比較すると、金額にして約2億7,700万円、率にして約12%減少している。

税別にみると、軽自動車税を除き、5年前と比べ減少している。

軽自動車税については、地方税法改正に伴い、平成28年度に税率が大幅に増額となったことから増加、その他の税目の減少の全般的な理由は少子高齢化や過疎化など進展など地域社会経済的な傾向からであるが、個別の要因としては、法人市民税については税率改正、また固定資産税・都市計画税については、大規模事業者の撤退による償却資産の減少や土地価格の下落の影響によるものである。

なお、今後の見込みについては、少子高齢化など変動する社会情勢に対応するために、税収等に影響がある改正が行われている状況から、精度の高い見込みは厳しいが、全般的には、市税の基幹となっている市民税、固定資産税に大きな影響のある本地域の社会経済状況の見込み、新型コロナウイルスの影響、働き盛りの人口数の減少、大地震発災の際に津波の予想される沿岸部の地価の下落などから非常に厳しいと考えられる。



(2) 令和2年度市税当初予算概況

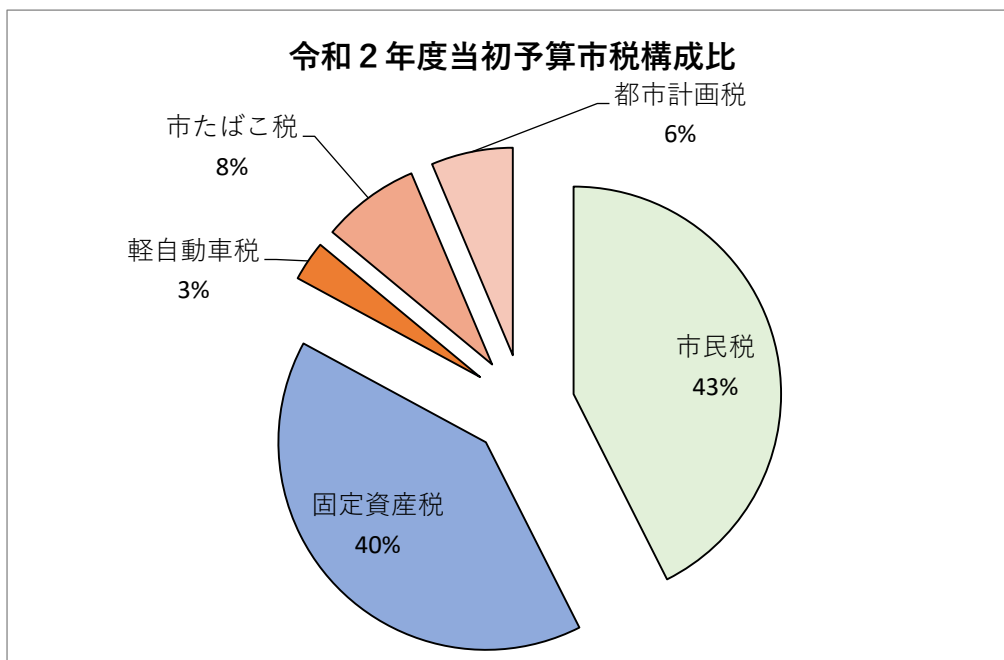
令和2年度の市税当初予算額は18億9,496万円で、前年度当初予算額に比較して、5,089万円、率にして2.6%減少した。

全税目が減少しているが、景気状況を反映して市民税の減額が大きくなった。

また、各税目の構成比については、例年の傾向と同様に市民税が43%、固定資産税が40%、と高く、固定資産税と併せて課税される都市計画税と合わすと、これらの税で全体の約9割を占めているため、今後の市税収入の見込みはこれら3税の動向に左右されると考えられる。

表5 当初予算額 (金額単位：円)

税目	R2	R1	差額 (R2-R1)	前年比 (%)	増減率 (%)
市民税	806,527,000	834,459,000	△ 27,932,000	96.7	△ 3.3
固定資産税	764,398,000	782,887,000	△ 18,489,000	97.6	△ 2.4
軽自動車税	58,909,000	56,939,000	1,970,000	103.5	3.5
市たばこ税	144,521,000	146,689,000	△ 2,168,000	98.5	△ 1.5
都市計画税	120,612,000	124,884,000	△ 4,272,000	96.6	△ 3.4
合 計	1,894,967,000	1,945,858,000	△ 50,891,000	97.4	△ 2.6



2. 賦 課

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 都市計画税

2 賦 課

(1) 市 民 税

ア 個人市民税の決算調定額の推移

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
区 分	普 通					
	徴 収					
普 通	納税義務者（人）	2,187	2,077	1,996	1,872	1,809
	調定額（千円）	197,724	187,835	168,996	199,875	173,954
	前年比（％）	95.4	95.0	90.0	118.3	87.0
特 別	納税義務者（人）	6,486	6,504	6,528	6,494	6,488
	徴 収					
	調定額（千円）	582,607	575,406	580,036	583,198	565,644
	前年比（％）	99.5	98.8	100.8	100.5	97.0
合 計	納税義務者（人）	8,673	8,581	8,524	8,366	8,297
	徴 収					
	調定額（千円）	780,331	763,241	749,032	783,073	739,598
	前年比（％）	98.5	97.8	98.1	104.5	94.4

（調定表による）

イ 個人市民税の所得区分別課税状況の推移（所得割）

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
区 分	給 与						
	所得者						
給 与	納税義務者（人）	5,704	5,563	5,590	5,501	5,442	5,445
	所得割（千円）	584,113	566,910	574,122	568,105	551,875	551,127
営 業	納税義務者（人）	477	463	495	456	447	431
	所得割（千円）	68,491	72,273	80,858	75,088	70,447	65,168
農 業	納税義務者（人）	2	2	2	3	3	3
	所得割（千円）	125	162	26	143	77	96
その他の	納税義務者（人）	1,324	1,299	1,291	1,257	1,241	1,210
	所得者						
	所得割（千円）	73,406	68,160	58,959	91,448	75,309	62,774
分離課税	納税義務者（人）	51	54	37	52	51	39
	所得者						
	所得割（千円）	26,261	22,347	7,085	24,032	25,443	17,276
合 計	納税義務者（人）	7,558	7,381	7,415	7,269	7,184	7,128
	所得割（千円）	752,396	729,852	721,050	758,816	723,151	696,441

（課税状況調査02表、11表による）

ウ 令和２年度個人市民税の納税義務者等の調

		給与所得者	営業所得者	農業所得者	その他の 所得者	計
均等割のみ を納める者	納 税 義 務 者 （ 人 ） ①	413	114	0	489	1,016
	均 等 割 額 （ 千 円 ） ②	1,445	399	0	1,712	3,556
所得割のみ を納める者	納 税 義 務 者 （ 人 ） ③					
	所 得 割 額 （ 千 円 ） ④					
均等割と所 得割を納め る者	納 税 義 務 者 （ 人 ） ⑤	5,445	431	3	1,210	7,089
	均 等 割 額 （ 千 円 ） ⑥	19,057	1,509	11	4,235	24,812
	所 得 割 額 （ 千 円 ） ⑦	551,127	65,168	96	62,774	679,165
均等割を納 める者 (合計)	①＋⑤（人）	5,858	545	3	1,699	8,105
	②＋⑥（千円）	20,502	1,908	11	5,947	28,368
所得割を納 める者 (合計)	③＋⑤（人）	5,445	431	3	1,210	7,089
	④＋⑦（千円）	551,127	65,168	96	62,774	679,165
納税義務者 (合計)	①＋③＋⑤（人）	5,858	545	3	1,699	8,105

(課税状況調査０２表による)

エ 特別徴収税額の推移

区分 年度	特別徴収義務者 (人)	納税義務者数（人）		特別徴収税額 (千円)	課 税 内 容	
			うち均等割のみ		所得割額（千円）	均等割額（千円）
H27	1,049	6,759	725	581,573	558,862	22,711
H28	1,096	6,769	763	567,739	545,112	22,627
H29	1,104	6,856	768	582,712	559,812	22,900
H30	1,120	6,880	787	580,297	557,479	22,818
R1	1,103	6,863	859	567,467	544,721	22,746
R2	1,085	6,819	786	568,391	545,818	22,573

(課税状況調査０３表による)

オ 退職所得（分離課税）の所得割額等の調

区分 年度	納税義務者数 (人)	所 得 割 額 (千円)
H25	57	11,893
H26	48	7,231
H27	47	6,012
H28	50	14,591
H29	35	5,997
H30	47	10,868
R01	30	3,787

(課税状況調査２０表による)

カ 令和２年度階層別所得割額等の調

区 分 課税標準額	給 与 所 得 者		営 業 所 得 者		農 業 所 得 者		そ の 他 の 所 得 者		分 離 譲 渡 所 得 者		合 計	
	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)	納税義務者 (人)	所得割額 (千円)
1 0 万以下	186	320	39	60	0	0	117	211	12	844	354	1,435
1 0 万を超え 1 0 0 万以下	1,840	56,459	166	4,483	2	30	862	21,627	7	469	2,877	83,068
1 0 0 万を超え 2 0 0 万以下	1,761	145,804	95	7,741	1	66	151	11,400	8	693	2,016	165,704
2 0 0 万を超え 3 0 0 万以下	887	123,124	45	6,392	0	0	21	2,901	2	427	955	132,844
3 0 0 万を超え 4 0 0 万以下	438	88,709	26	5,246	0	0	13	2,592	1	238	478	96,785
4 0 0 万を超え 5 5 0 万以下	208	55,263	21	5,697	0	0	11	3,081	1	328	241	64,369
5 5 0 万を超え 7 0 0 万以下	35	12,028	7	2,584	0	0	1	353	2	705	45	15,670
7 0 0 万を超え 1 0 0 0 万以下	39	18,859	12	5,813	0	0	1	531	3	3,779	55	28,982
1 0 0 0 万を超え	42	46,420	20	27,152	0	0	3	5,293	3	9,793	68	88,658
合 計	5,436	546,986	431	65,168	3	96	1,180	47,989	39	17,276	7,089	677,515

(課税状況調査 0 5 ～ 1 2 表による)

キ 個人市民税の所得割額等の推移

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
区 分	納 税 義 務 者 数	7,507	7,327	7,378	7,217	7,133	7,089
	(人) 前年比 (%)	98.0	97.6	100.7	97.8	98.8	99.4
区 分	総 所 得 金 額 等	20,410,065	20,063,399	20,317,978	20,467,840	19,870,854	19,573,951
	(千円) 前年比 (%)	97.6	98.3	101.3	100.7	97.1	98.5
区 分	課 税 標 準 額	12,654,458	12,374,538	12,401,529	13,115,870	12,347,808	11,959,540
	(千円) 前年比 (%)	97.9	97.8	100.2	105.8	94.1	96.9
区 分	所 得 割 額	726,135	707,505	713,819	734,554	697,525	677,515
	(千円) 前年比 (%)	97.6	97.4	100.9	102.9	95.0	97.1
区 分	納税者一人当り総所得金額	2,719	2,738	2,754	2,836	2,786	2,761
	(千円) 前年比 (%)	99.7	100.7	100.6	103.0	98.2	99.1

(課税状況調査 1 2 表による)

ク 個人市民税の所得控除額の推移

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
区 分	雑 損	0	189	0	0	823	371
	医 療 費	146,635	156,581	140,316	152,702	144,119	149,504
区 分	社会保険料小規模共済	3,614,067	3,631,227	3,715,064	3,732,979	3,729,480	3,718,351
	生 命 保 険 料	271,558	273,480	280,390	280,608	278,733	278,371
区 分	地 震 保 険 料	23,848	23,562	24,470	24,215	23,794	23,798
	障 害 者	109,400	99,660	96,100	95,280	94,760	92,700
区 分	寡 婦 (夫)	63,220	61,240	66,640	65,580	61,460	62,600
	配 偶 者 特 別	50,310	48,060	54,660	54,190	111,050	463,840
区 分	配 偶 者	615,020	586,730	548,730	520,420	486,190	121,940
	扶 養	655,000	623,560	606,680	570,470	545,880	534,900
区 分	特 別 障 害 者 の う ち 同 居 特 障 加 算 分	19,550	17,250	15,870	18,630	16,330	16,560
	基 礎	2,477,310	2,417,910	2,434,740	2,381,610	2,353,890	2,339,370
区 分	合 計	8,045,918	7,939,449	7,983,660	7,896,684	7,846,509	7,802,305
	納税者 1 人当り控除額	1,072	1,084	1,082	1,094	1,100	1,101

(課税状況調査 5 8 表による)

ケ 所得控除等の額の推移

(単位：千円)

年 度			控除区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
基 礎			国		380	380	380	380	380	380
			市		330	330	330	330	330	330
配 偶 者	一 般	国		380	380	380	380	下 を 記 参 別 照 表	下 を 記 参 別 照 表	
		市		330	330	330	330			
	老 人	国		480	480	480	480			
		市		380	380	380	380			
配 偶 者 特 別 (最 大 控 除 額)			国		380	380	380	380		
			市		330	330	330	330		
扶 養	一 般	国		380	380	380	380	380	380	380
		市		330	330	330	330	330	330	
	特 定	国		630	630	630	630	630	630	
		市		450	450	450	450	450	450	
	老 人	国		480	480	480	480	480	480	
		市		380	380	380	380	380	380	
	同 居 老 親	国		580	580	580	580	580	580	
		市		450	450	450	450	450	450	
障 害 者	同 居 特 別	国		750	750	750	750	750	750	
		市		530	530	530	530	530	530	
	特 別	国		400	400	400	400	400	400	
		市		300	300	300	300	300	300	
	普 通	国		270	270	270	270	270	270	
		市		260	260	260	260	260	260	
寡 婦 ・ 寡 夫	一 般 寡 婦	国		270	270	270	270	270	270	
		市		260	260	260	260	260	260	
	特 別 寡 婦	国		350	350	350	350	350	350	
		市		300	300	300	300	300	300	
	寡 夫	国		270	270	270	270	270	270	
		市		260	260	260	260	260	260	
勤 労 学 生			国		270	270	270	270	270	270
			市		260	260	260	260	260	260
均 等 割 (円) ※			市		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
			県		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
均等割非課税の限度額× (本人＋扶養家族)＋加算額					280	280	280	280	280	280
					168	168	168	168	168	168

※ 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税・個人県民税ともに均等割が年額500円引き上げられています。

また、個人県民税については平成26年度より「みえ森と緑の県民税」として均等割に年額1,000円が上乗せされています。
(みえ森と緑の県民税は5年毎に見直し)

別表	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万超～950万円以下	950万超～1千万円以下
	配偶者(一般)	国	380	260	130
		市	330	220	110
	配偶者(老人)	国	480	320	160
		市	380	260	130
	配偶者特別控除 (最大控除額)	国	380	260	130
		市	330	220	110

コ 法人市民税

(ア) 法人市民税決算調定額の推移

(各年度最終調定額による)

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
区 分						
法 人 数 (件)		479	476	477	482	472
法 人 税 割 額	超過税率分 (千円)	73,282	95,101	67,984	73,908	63,182
	標準税率分 (千円)	16,225	8,266	24,209	15,875	18,035
	計 (A) (千 円)	89,507	103,367	92,193	89,783	81,217
	前年比 (%)	87.5	115.4	89.1	97.3	90.5
均 等 割 額 (B) (千 円)		55,898	56,768	59,178	57,742	57,125
	前年比 (%)	97.1	101.5	104.2	97.5	98.9
合 計 (A)+(B) (千 円)		145,405	160,135	151,371	147,525	138,342
前年比 (%)		91.0	110.1	94.5	97.4	93.8

(イ) 均等割の法人号別の件数

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	法人でない 社団等	計	前年比
年度	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人			
H27	317	2	83	3	25	3	44	0	2	-	479	98.9
H28	309	0	81	3	31	3	47	0	2	-	476	99.3
H29	307	0	82	3	33	3	47	0	2	-	477	100.2
H30	310	1	81	3	35	2	48	0	2	-	482	101.0
R1	305	1	82	3	31	1	47	0	2	-	472	97.9

(ウ) 税率の推移

(法人税割)

改定日	昭和49年5月1日	昭和51年7月1日	昭和56年8月1日	平成26年10月1日	令和1年10月1日
区 分					
標準税率	12.1%	12.1%	12.3%	9.7%	6.0%
超過税率	適用せず	14.5%	14.7%	12.1%	8.4%

(均等割)

(単位：円)

改定日	昭和53年4月1日	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日	平成6年4月1日
区 分				
1号法人	8,000	16,000	40,000	50,000
2号法人	8,000	48,000	120,000	120,000
3号法人	24,000	48,000	120,000	130,000
4号法人	24,000	60,000	150,000	150,000
5号法人	24,000	60,000	150,000	160,000
6号法人	80,000	160,000	400,000	400,000
7号法人	80,000	160,000	400,000	410,000
8号法人	400,000	700,000	1,750,000	1,750,000
9号法人	800,000	1,200,000	3,000,000	3,000,000

(2) 固定資産税

ア 固定資産税の決算調定額の推移（現年度課税分）

(単位：千円・％)

区 分 年 度	土 地		家 屋		償 却 資 産		合 計	
	調 定 額	構 成 比	調 定 額	構 成 比	調 定 額	構 成 比	調 定 額	構 成 比
		前 年 比		前 年 比		前 年 比		前 年 比
H27	306,850	32.2	336,391	35.3	309,709	32.5	952,950	100.0
		92.3		96.4		104.5		97.5
H28	296,768	30.5	345,876	35.5	330,689	34.0	973,333	100.0
		96.7		102.8		106.8		102.1
H29	288,431	29.6	353,717	36.3	332,280	34.1	974,428	100.0
		97.2		102.3		100.5		100.1
H30	259,825	28.4	341,249	37.3	313,803	34.3	914,876	100.0
		90.1		96.5		94.4		93.9
R 1	250,341	31.2	344,220	42.9	207,816	25.9	802,377	100.0
		96.3		100.9		66.2		87.7

イ 土 地

(ア) 令和２年度の土地の評価概要

区 分 地 目	評価総地積 (㎡) A	評価総筆数 (筆)	納税義務者数 法定免税点 以上 (人)	評価総額 (千円) B	課税標準額 法定免税点 以上 (千円)	単位当たり価格 (円／㎡)	
						平均価格B/A	最高価格
田	629,276	1,386	301	48,027	40,153	76	140
畑	1,974,359	5,317	856	84,431	55,434	43	129
宅 地	3,219,987	22,627	9,027	36,576,627	12,957,708	11,359	44,451
池 沼	107,939	74	5	1,247	1,247	12	47
山 林	45,737,712	11,430	1,255	705,104	643,646	15	59
原 野	277,733	933	268	69,468	46,683	250	13,686
雑 種 地	1,268,574	3,801	1,129	5,285,045	3,680,939	4,166	29,590
計	53,215,580	45,568	12,841	42,769,949	17,425,810	-	-

(概要調書02.03表による)

(イ) 地 積

A 令和2年度の地目別評価総地積

(単位：㎡・％)

区分 地目	法 定 免 税 点 以 上	法 定 免 税 点 未 満	計	構成比
田	521,607	107,669	629,276	1.2
畑	1,312,427	661,932	1,974,359	3.7
宅 地	2,752,610	467,377	3,219,987	6.1
池 沼	107,939	0	107,939	0.2
山 林	41,350,828	4,386,884	45,737,712	85.9
原 野	170,175	107,558	277,733	0.5
雑 種 地	1,230,573	38,001	1,268,574	2.4
計	47,446,159	5,769,421	53,215,580	100.0

(概要調書02表による)

B 評価総地積の推移

(単位：㎡・％)

区分 年度	法 定 免 税 点 以 上	法 定 免 税 点 未 満	計	前年比
H27	48,013,409	5,325,845	53,339,254	99.33
H28	48,073,752	5,325,910	53,399,662	100.11
H29	48,089,545	5,308,439	53,397,984	100.00
H30	47,586,988	5,642,069	53,229,057	99.68
R1	47,482,842	5,735,919	53,218,761	99.98
R2	47,446,159	5,769,421	53,215,580	99.99

(概要調書02表による)

(ウ) 納税義務者数（納税義務者数の推移）

(単位：人・％)

区分 年度	法 定 免 税 点 以 上	法 定 免 税 点 未 満	計	前年比
H27	7,068	5,072	12,140	100.45
H28	6,998	5,183	12,181	100.34
H29	6,942	5,251	12,193	100.10
H30	6,535	5,656	12,191	99.98
R1	6,426	5,790	12,216	100.21
R2	6,327	5,903	12,230	100.11

(概要調書01表による)

(イ) 納税義務者数と筆数

A 令和2年度の地目別の納税義務者数と筆数（法定免税点30万円以上）

区分 地目	納税義務者（人）	構成比（％）	筆 数（筆）	構成比（％）
田	301	2.3	1,100	3.3
畑	856	6.7	2,656	8.0
宅 地	9,027	70.3	17,177	51.8
池 沼	5	0.0	74	0.2
山 林	1,255	9.8	8,065	24.3
原 野	268	2.1	542	1.6
雑 種 地	1,129	8.8	3,536	10.7
計	12,841	100.0	33,150	100.0

(注) 納税義務者数計は延べ人数

(概要調書02.03表による)

B 納税義務者数と筆数の推移（法定免税点30万円以上）

区分 年度	納税義務者（人）	前年比（％）	筆 数（筆）	前年比（％）
H27	13,999	99.9	34,896	96.8
H28	13,907	99.3	34,767	99.6
H29	13,856	99.6	34,732	99.9
H30	13,189	95.2	33,673	97.0
R1	12,998	98.6	33,375	99.1
R2	12,841	98.8	33,150	99.3

(注) 納税義務者数計は延べ人数

(概要調書02.03表による)

(オ) 評価額と課税標準額

A 令和2年度地目別の評価額と課税標準額

(単位：千円・％)

区分 地目	評 価 総 額			課税標準額 (イ) に係る	構成比
	法定免税点以上 (イ)	法定免税点未満 (ロ)	計		
田	40,153	7,874	48,027	40,153	0.2
畑	55,434	28,997	84,431	55,434	0.3
宅 地	33,563,569	3,013,058	36,576,627	12,957,708	74.4
池 沼	1,247	0	1,247	1,247	0.0
山 林	643,658	61,446	705,104	643,646	3.4
原 野	64,510	4,958	69,468	46,683	0.3
雑 種 地	5,254,080	30,965	5,285,045	3,680,939	21.1
計	39,622,651	3,147,298	42,769,949	17,425,810	99.7

(概要調書02表による)

B 評価額と課税標準額の推移

(単位：千円・％)

区分 年度	評 価 総 額			課税標準額	前年比
	法定免税点以上（イ）	法定免税点未満（ロ）	計	（イ）に係る	
H27	50,345,269	2,809,075	53,154,344	21,956,731	99.1
H28	48,886,717	2,887,336	51,774,053	21,316,539	97.1
H29	47,451,209	2,923,666	50,374,875	20,717,931	97.2
H30	42,726,109	3,042,729	45,768,838	18,683,720	90.2
R1	40,965,585	3,083,737	44,049,322	17,941,860	96.0
R2	39,622,651	3,147,298	42,769,949	17,425,810	97.1

(概要調書02表による)

ウ 家 屋

(ア) 令和２年度の家屋の評価概要

区 分		棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
木 造	法定免税点未満のもの	2,605	154,754	183,435
	法定免税点以上のもの	10,144	854,379	12,290,335
	総 数	12,749	1,009,133	12,473,770
非 木 造	法定免税点未満のもの	24	842	2,357
	法定免税点以上のもの	2,682	480,340	13,429,078
	総 数	2,706	481,182	13,431,435
計	法定免税点未満のもの	2,629	155,596	185,792
	法定免税点以上のもの	12,826	1,334,719	25,719,413
	総 数	15,455	1,490,315	25,905,205

(概要調書22表による)

(イ) 納税義務者数

(単位：人)

	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総 数
納税義務者数	2,229	7,494	9,723

(概要調書21表による)

(㊦) 納税義務者数、棟数、床面積、決定価格の推移（法定免税点 2 0 万円以上）

区 分 \ 年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
納税義務者数（人）		7,480	7,484	7,505	7,507	7,505	7,494
	前年比（％）	100.3	100.1	100.3	100.0	100.0	99.8
棟 数	木造	10,133	10,122	10,126	10,163	10,156	10,144
	前年比（％）	100.1	99.9	100.0	100.4	99.9	99.8
	非木造	2,709	2,705	2,711	2,705	2,695	2,682
	前年比（％）	99.6	99.9	100.2	99.8	99.6	99.1
	計	12,842	12,827	12,837	12,868	12,851	12,826
	前年比（％）	100.0	99.9	100.1	100.2	99.9	99.7
床 面 積 (㎡)	木造	848,504	849,143	850,379	854,074	854,809	854,379
	前年比（％）	100.2	100.1	100.1	100.4	100.1	100.0
	非木造	474,561	478,137	482,798	482,573	480,379	480,340
	前年比（％）	99.7	100.8	101.0	100.0	99.5	99.5
	計	1,323,065	1,327,280	1,333,177	1,336,647	1,335,188	1,334,719
	前年比（％）	100.0	100.3	100.4	100.3	99.9	99.9
決 定 価 格 (千円)	木造	11,959,267	12,126,072	12,396,243	11,906,021	12,124,010	12,290,335
	前年比（％）	95.3	101.4	102.2	96.0	101.8	103.2
	非木造	12,685,507	13,201,688	13,609,491	13,146,807	13,207,229	13,429,078
	前年比（％）	97.5	104.1	103.1	96.6	100.5	102.1
	計	24,644,774	25,327,760	26,005,734	25,052,828	25,331,239	25,719,413
	前年比（％）	96.4	102.8	102.7	96.3	101.1	102.7
課税標準額（千円）		24,478,503	25,254,378	25,884,527	24,939,029	25,217,439	25,638,485
	前年比（％）	96.3	103.2	102.5	96.3	101.1	102.8

（概要調書21.22.23表による）

(㊦) 令和 2 年度の木造家屋の種類別評価状況（法定免税点 2 0 万円以上）

区 分	棟 数	床 面 積	決 定 価 格
家屋の種類	(棟)	(㎡)	(千円)
専 用 住 宅	8,879	733,736	11,173,355
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	74	13,072	256,353
併 用 住 宅	533	61,776	511,175
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	55	6,218	40,682
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	156	10,472	154,646
病 院	5	734	30,393
工 場 ・ 倉 庫	314	24,216	85,327
土 蔵	2	190	98
付 属 家	126	3,965	38,306
合 計	10,144	854,379	12,290,335

（概要調書24表による）

(オ) 令和２年度の非木造家屋の種類別評価状況（法定免税点２０万円以上）

区分 家屋の種類	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗	602	131,153	4,993,910
住宅・アパート	1,009	131,515	3,905,209
病院・ホテル	44	13,475	621,156
工場・倉庫・市場	770	139,734	2,059,806
その他	257	64,463	1,848,997
合計	2,682	480,340	13,429,078

(概要調書25～30表による)

(カ) 令和２年度の新増築家屋の種類別評価状況

A 木造家屋

区分 家屋の種類	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
専用住宅	25	2,748	175,022
併用住宅	2	113	6,852
共同住宅・寄宿舍	0	0	0
事務所・銀行・店舗	1	11	594
工場・倉庫	1	9	207
附属屋	2	30	2,518
合計	31	2,911	185,193

(概要調書31表による)

B 非木造家屋

区分 家屋の種類	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗	3	1,243	134,073
住宅・アパート	1	519	49,484
病院・ホテル	0	0	0
工場・倉庫	2	199	7,862
その他	2	75	5,782
合計	8	2,036	197,201

(概要調書32表による)

(キ) 新増築家屋の推移

A 木造家屋

区分 年度	棟数		床面積		決定価格	
	(棟)	前年比(%)	(㎡)	前年比(%)	(千円)	前年比(%)
H26	37	90.2	3,877	103.0	216,640	102.3
H27	43	116.2	4,543	117.2	268,271	123.8
H28	25	58.1	3,006	66.2	182,182	67.9
H29	42	168.0	4,985	165.8	286,395	157.2
H30	44	104.8	5,409	108.5	341,455	119.2
R1	32	72.7	3,768	69.7	231,859	67.9
R2	31	70.5	2,911	53.8	185,193	54.2

(概要調書31表による)

B 非木造家屋

年 度	区 分	棟 数		床 面 積		決 定 価 格	
		(棟)	前年比(%)	(㎡)	前年比(%)	(千円)	前年比(%)
	H26	17	212.5	5,941	503.5	457,391	529.5
	H27	19	111.8	4,547	76.5	337,896	73.9
	H28	15	78.9	7,114	156.5	575,426	170.3
	H29	16	106.7	5,502	77.3	419,615	72.9
	H30	3	18.8	251	4.6	17,243	4.1
	R1	5	166.7	914	364.1	99,695	578.2
	R2	8	266.7	2,036	811.2	197,201	1,143.7

(概要調書32表による)

エ 償却資産

(ア) 令和2年度の償却資産の評価概要

(単位：千円)

種 類		価 格 等	決 定 価 格	課 税 標 準 額(A)	調 定 見 込 額 (A) × 1.4%
市 長 決 定	構築物		1,407,262	1,362,144	19,070
	機械装置		3,022,834	2,901,855	40,626
	船舶		1,021,007	383,802	5,373
	車両運搬具		22,005	22,005	308
	工具器具備品		1,068,868	1,065,135	14,912
	小 計		6,541,976	5,734,941	80,289
総務大臣配分			9,954,280	9,922,224	138,911
合 計			16,496,256	15,657,165	219,200

(注) 調定見込額は概要調書作成時の課税標準額に1.4%を乗じて求めた金額で
実際の調定額とは異なる。(概要調書70表による)

(イ) 令和2年度の納税義務者数（法定免税点150万円以上）

(単位：人)

	市長決定分	総務大臣配分	計
納税義務者数	216	14	230

(概要調書69.79表による)

(ウ) 償却資産の納税義務者数、課税標準額等の推移

(単位：人・千円)

区 分 \ 年 度		H28		H29		H30		R1		R2	
			前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)
市長 決定 分	納税義務者数	227	100.9	216	95.2	214	99.1	216	100.9	216	100.0
	課税標準額	5,850,953	117.5	6,156,759	105.2	5,758,665	93.5	5,689,987	98.8	5,734,941	
	調定見込額	81,913	117.5	86,195	105.2	80,622	93.5	79,661	98.8	80,289	100.8
総務 大臣 配分	納税義務者数	17	121.4	12	70.6	11	91.7	11	100.0	14	127.3
	課税標準額	17,860,556	103.5	17,734,211	99.3	16,806,890	94.8	9,182,649	54.6	9,922,224	
	調定見込額	250,048	103.5	248,279	99.3	235,296	94.8	128,557	54.6	138,911	108.1
合計	納税義務者数	244	102.1	228	93.4	225	98.6	227	100.8	230	101.3
	課税標準額	23,711,509	106.7	23,890,970	100.8	22,565,555	94.5	14,872,636	65.9	15,657,165	105.3
	調定見込額	331,961	106.7	334,474	100.8	315,918	94.5	208,218	65.9	219,200	105.3

(概要調書69.70.79表による)

(注) 調定見込額は、概要調書作成時の課税標準額に1.4%を乗じて求めた額で、実際の調定額、決算額とは異なる。

オ 市町村交付金及び納付金

(ア) 国有資産等所在市町村交付金の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
交付金	国	6,837	6,395	5,956	5,744	5,430	5,427
	県	3,087	2,974	2,976	2,979	2,752	2,720
	計	9,924	9,369	8,932	8,723	8,182	8,147
前年比 (%)		100.9	94.4	95.3	97.7	93.8	99.6

(3) 軽自動車税

ア 令和2年度の車種別税額等

(令和2年4月1日現在)

種 別				区 分		課税分 識 別	台 数			税 額 (千円)	1 台 当り 税額(円)
							課税分	課税減免分	計		
原 付 自 転 車	50cc以下 1 種				白板	1,934	7	1,941	3,868	2,000	
	90cc以下 2 種乙				黄板	88	0	88	176	2,000	
	125cc以下 2 種甲				桃板	158	0	158	379	2,400	
	ミニカー				青板	18	0	18	67	3,700	
	小 計 ①					2,198	7	2,205	4,490		
小 型 特 殊 車	農耕作業用				緑板	1	0	1	2	1,600	
	そ の 他				緑板	118	0	118	555	4,700	
	小 計 ②					119	0	119	556		
計 ③ = ① + ②							2,317	7	2,324		
軽 自 動 車	二 輪 車	二輪車(126～250cc)			(陸)	222	0	222	799	3,600	
		四 輪 乗 用	自 家 用	グリーン化特例50%軽減	(陸)	44	2	46	238	5,400	
				グリーン化特例25%軽減	(陸)	135	3	138	1,094	8,100	
				H27年3月31日以前初度検査	(陸)	2,235	48	2,283	16,092	7,200	
				H27年4月1日以後初度検査	(陸)	1,113	21	1,134	12,020	10,800	
				初度検査から13年経過	(陸)	1,023	21	1,044	13,197	12,900	
		四 輪 乗 用	営 業 用	グリーン化特例25%軽減	(陸)	0	0	0	0	5,200	
				H27年3月31日以前初度検査	(陸)	0	0	0	0	5,500	
				H27年4月1日以後初度検査	(陸)	3	0	3	21	6,900	
				初度検査から13年経過	(陸)	2	0	2	16	8,200	
		四 輪 貨 物	自 家 用	グリーン化特例25%軽減	(陸)	16	1	17	61	3,800	
				H27年3月31日以前初度検査	(陸)	683	7	690	2,732	4,000	
				H27年4月1日以後初度検査	(陸)	416	4	420	2,080	5,000	
				初度検査から13年経過	(陸)	708	12	720	4,248	6,000	
			営 業 用	グリーン化特例25%軽減	(陸)	0	0	0	0	2,900	
				H27年3月31日以前初度検査	(陸)	13	0	13	39	3,000	
				H27年4月1日以後初度検査	(陸)	15	0	15	57	3,800	
	初度検査から13年経過			(陸)	6	0	6	27	4,500		
小型二輪(250cc超)					(陸)	264	0	264	1,584	6,000	
計 ④						6,898	119	7,017			
合 計 ③ + ④						9,215	126	9,341			

イ 軽自動車税の決算調定額の推移

年度	種別 区分	種 別 割																								環 境 性 能 割	合 計		
		原 付 自 転 車				小型特殊自動車		軽 自 動 車																				小 型 二輪車 250cc 超	
		50cc 以下	90cc 以下	125cc 以下	ミニカー	農業 作業 用	その他	二輪車 250cc 以下	四 輪 乗 用						四 輪 貨 物														
									自 家 用					営 業 用					自 家 用				営 業 用						
									旧税率	50%軽減	25%軽減	新税率	重課	旧税率	25%軽減	新税率	重課	旧税率	25%軽減	新税率	重課	旧税率	25%軽減	新税率	重課				
H27	台 数（台）	2,453	135	144	18	1	124	202	4,384					3					2,004					25				255	9,748
	税 額（千円）	2,453	162	230	45	2	583	485	31,564					17					8,016					75				1,020	44,652
	1 台当税額（円）	1,000	1,200	1,600	2,500	1,600	4,700	2,400	7,200					5,500					4,000					3,000				4,000	
H28	台 数（台）	2,327	128	147	14	1	122	208	3,518	99	112	51	684	3	0	0	1	1,199	14	83	651	27	0	0	3	249	9,641		
	税 額（千円）	4,654	256	353	52	2	573	749	25,330	535	907	551	8,824	17	0	0	8	4,796	53	415	3,906	81	0	0	14	1,494	53,568		
	1 台当税額（円）	2,000	2,000	2,400	3,700	1,600	4,700	3,600	7,200	5,400	8,100	10,800	12,900	5,500	0	0	8,200	4,000	3,800	5,000	6,000	3,000	0	0	4,500	6,000			
H29	台 数（台）	2,230	114	154	15	1	121	214	3,173	88	91	314	848	3	0	0	1	1,052	9	167	692	24	3	2	4	247	9,567		
	税 額（千円）	4,460	228	370	55	2	569	770	22,846	475	737	3,391	10,939	16	0	0	8	4,208	34	835	4,152	72	9	8	18	1,482	55,684		
	1 台当税額（円）	2,000	2,000	2,400	3,700	1,600	4,700	3,600	7,200	5,400	8,100	10,800	12,900	5,500	0	0	8,200	4,000	3,800	5,000	6,000	3,000	2,900	3,800	4,500	6,000			
H30	台 数（台）	2,125	106	152	17	1	123	220	2,838	53	99	587	898	3	0	0	1	892	6	254	707	18	3	7	5	243	9,358		
	税 額（千円）	4,250	212	365	63	2	578	792	20,434	286	802	6,340	11,584	16	0	0	8	3,568	23	1,270	4,242	54	9	26	22	1,458	56,404		
	1 台当税額（円）	2,000	2,000	2,400	3,700	1,600	4,700	3,600	7,200	5,400	8,100	10,800	12,900	5,500	0	0	8,200	4,000	3,800	5,000	6,000	3,000	2,900	3,800	4,500	6,000			
R1	台 数（台）	1,998	99	155	17	1	124	209	2,518	41	118	835	937	1	1	2	1	784	11	335	708	18	2	12	5	251	22	9,205	
	税 額（千円）	3,996	198	372	63	2	583	752	18,130	221	956	9,018	12,087	6	5	14	8	3,136	42	1,675	4,248	54	6	46	23	1,506	416	57,561	
	1 台当税額（円）	2,000	2,000	2,400	3,700	1,600	4,700	3,600	7,200	5,400	8,100	10,800	12,900	5,500	5,200	6,900	8,200	4,000	3,800	5,000	6,000	3,000	2,900	3,800	4,500	6,000			

(4) 市たばこ税

区分 年度	課税標準数 (千本)	税額 (千円)	前年比 (%)	1 本当税額 (円)
H27	33,515	172,325	99.6	5.142
H28	32,627	168,272	97.6	5.157
H29	30,398	157,586	93.6	5.184
H30	28,560	154,179	97.8	5.398
R1	27,645	155,340	100.8	5.619

(5) 都市計画税

ア 令和 2 年度の納税義務者数（法定免税点以上）

（単位：人）

区 分	計
土 地	5,313
家 屋	5,938
実 数	7,530

（概要調書 5 2 表による）

イ 令和 2 年度の都市計画税の課税概要

区 分		筆数及び 棟 数 (筆・棟)	地積及び 床面積 (千㎡)	評価額 (千円)	課税標準額 (千円)	調定見込額 (千円)
土 地	宅地	14,662	2,371	31,802,938	16,252,707	48,758
	その他	2,752	1,088	4,501,538	3,154,977	9,465
	小計	17,414	3,459	36,304,476	19,407,684	58,223
	農地	1,410	534	33,609	33,609	101
	計	18,824	3,993	36,338,085	19,441,293	58,324
家 屋	木造	7,794	667	10,390,553	10,387,901	31,164
	非木造	2,250	428	12,375,148	12,300,307	36,901
	計	10,044	1,095	22,765,701	22,688,208	68,065
合 計				59,103,786	42,129,501	126,389

（注）調定見込額は、概要調書作成時の課税標準額に0.3%を乗じて求めた額（概要調書53.54表による）

ウ 都市計画税の決算調定額の推移

（単位：千円・％）

区分 年度	土 地		家 屋		合 計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
H27	72,975	92.0	64,455	96.5	137,430	94.0
H28	70,710	96.9	66,448	103.1	137,158	99.8
H29	68,383	96.7	68,111	102.5	136,494	99.5
H30	62,292	91.1	65,617	96.3	127,909	93.7
R1	59,735	95.9	66,289	101.0	126,024	98.5

エ 土地に対する課税の推移（法定免税点 3 0 万円以上）

区分 年度	納税義務者		地 積		筆 数		評 価 額		課税標準額	
	(人)	前年比	(千㎡)	前年比	(筆)	前年比	(千円)	前年比	(千円)	前年比
H27	5,839	97.0	4,068	99.1	19,560	98.7	45,821,138	92.2	24,484,550	92.3
H28	5,765	98.7	4,051	99.6	19,446	99.4	44,404,108	96.9	23,718,923	96.9
H29	5,721	99.2	4,067	100.4	19,451	100.0	43,023,038	96.9	22,956,276	96.8
H30	5,465	95.5	4,024	98.9	19,058	98.0	39,185,675	91.1	20,914,406	91.1
R1	5,389	98.6	4,012	99.7	18,952	99.4	37,573,263	95.9	20,060,931	95.9
R2	5,313	97.2	3,993	99.2	18,824	98.8	36,338,085	92.7	19,441,293	93.0

（概要調書52.53.54表による）

オ 家屋に対する課税の推移（法定免税点 2 0 万円以上）

区分 年度	納税義務者		床 面 積		棟 数		評 価 額		課税標準額	
	(人)	前年比	(千㎡)	前年比	(棟)	前年比	(千円)	前年比	(千円)	前年比
H27	5,905	100.4	1,082	100.0	10,031	100.0	21,659,503	96.4	21,566,860	96.3
H28	5,912	100.1	1,087	100.5	10,024	99.9	22,345,495	103.2	22,282,886	103.3
H29	5,935	100.4	1,093	100.6	10,040	100.2	22,987,999	102.9	22,877,532	102.7
H30	5,935	100.0	1,096	100.3	10,064	100.2	22,133,629	96.3	22,029,200	96.3
R1	5,942	100.1	1,095	100.3	10,066	100.0	22,385,131	101.1	22,280,703	101.1
R2	5,938	100.1	1,095	99.9	10,044	99.8	22,765,701	102.9	22,688,208	103.0

（概要調書52.53.54表による）

3. 徴 収

(1) 徴収

(2) 滞納処分等の実績

(3) 口座振替納付等の状況

3 徴 収

(1) 徴 収

ア 令和元年度税目別徴収実績

(単位：千円・％)

区 分			調定額	収納率	収入済額	前年比	
						調定額	収入済額
市 民 税	個 人	現 年 分	739,598	98.2	726,048	94.4	94.2
		過 年 分	29,670	28.2	8,365	111.7	95.4
		小 計	769,298	95.5	734,413	95.0	94.2
	法 人	現 年 分	138,342	99.7	137,939	93.8	93.6
		過 年 分	2,768	39.6	1,095	120.7	109500.0
		小 計	141,110	98.5	139,034	94.2	94.4
	計		910,407	95.9	873,447	94.9	94.2
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現 年 分	802,376	98.6	790,864	87.7	87.7
		過 年 分	45,474	22.2	10,096	112.8	136.3
		小 計	847,850	94.5	800,960	88.8	88.1
	交 付 金	現 年 分	8,182	100.0	8,182	93.8	93.8
	計		856,032	94.5	809,142	88.8	88.1
軽 自 動 車 税	種 別 割	現 年 分	57,145	97.0	55,410	101.3	100.7
		過 年 分	3,211	23.1	741	110.8	81.7
		小 計	60,356	93.0	56,151	101.8	100.4
	環境性能割	現 年 分	415	100.0	415	—	—
	計		60,771	93.1	56,566	102.5	101.2
市 たばこ税		現 年 分	155,340	100.0	155,340	101.6	101.6
都 市 計 画 税		現 年 分	126,024	98.6	124,215	98.5	98.5
		過 年 分	6,892	23.0	1,585	111.7	153.0
		計	132,916	94.6	125,800	99.1	98.9
合 計		現 年 分	2,027,423	98.6	1,998,414	92.5	92.4
		過 年 分	88,044	94.9	21,882	112.5	120.8
		計	2,115,467	95.5	2,020,297	93.2	92.6

※軽自動車税環境性能割については、令和元年度より開始された制度のため、前年比なし。
※千円未満の数値については四捨五入をしているため、合計と数値が異なる場合がある。

イ 税目別徴収実績の推移

(単位：千円・％)

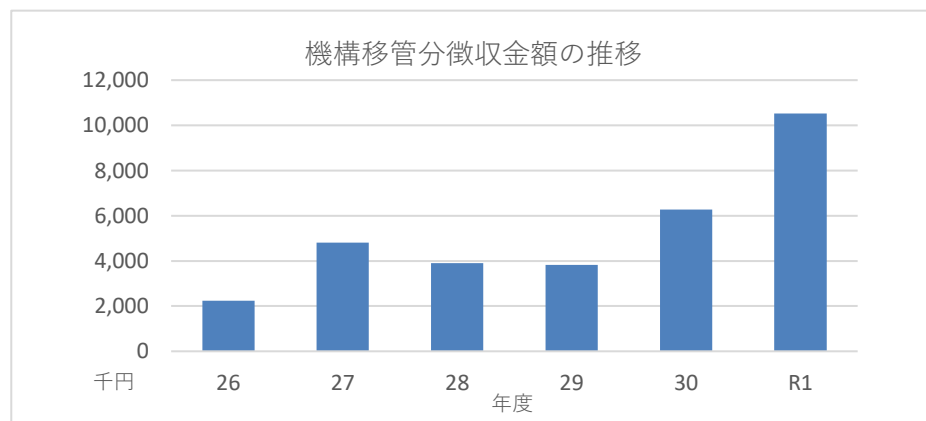
年度等 税 目			H28		H29		H30		R1	
			収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率
市 民 税	個 人	現 年 分	750,755	98.4	738,362	98.6	770,986	98.5	726,048	98.2
		過 年 分	8,020	31.1	10,015	37.0	8,770	33.0	8,365	28.2
		小 計	758,775	96.2	748,377	96.4	779,756	96.3	734,413	95.5
	法 人	現 年 分	159,724	99.7	150,425	99.4	147,296	99.8	137,939	99.7
		過 年 分	228	8.5	288	10.9	1	0.0	1,095	39.6
		小 計	159,952	98.2	150,713	97.9	147,297	98.3	139,034	98.5
	計		918,727	96.5	899,090	96.7	927,053	96.6	873,447	95.9
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現 年 分	961,373	98.8	963,039	98.8	902,132	98.6	790,864	98.6
		過 年 分	9,192	18.4	8,248	20.6	7,407	18.4	10,096	22.2
		小 計	970,565	94.9	971,287	95.7	909,539	95.2	800,960	94.5
	交 付 金	現 年 分	9,369	100.0	8,932	100.0	8,723	100.0	8,182	100.0
	計		979,934	94.9	980,219	95.8	918,262	95.3	809,142	94.5
軽 自 動 車 税	種 別 割	現 年 分	52,240	97.5	54,271	97.5	55,012	97.5	55,410	97.0
		過 年 分	1,030	39.5	873	33.7	907	31.3	741	23.1
		小 計	53,270	94.8	55,144	94.6	55,919	94.3	56,151	93.0
	環 境 性 能 割	現 年 分	-	-	-	-	-	-	415	100.0
	計		53,270	94.8	55,144	94.6	55,919	94.3	56,566	93.1
市たばこ税		現 年 分	167,475	100.0	156,731	100.0	152,954	100.0	155,340	100.0
都 市 計 画 税		現 年 分	135,473	98.8	134,898	98.8	126,127	98.6	124,215	98.6
		過 年 分	1,295	17.2	1,155	18.8	1,036	16.8	1,585	23.0
		小 計	136,768	94.5	136,053	95.4	127,163	94.8	125,800	94.6
合 計		現 年 分	2,236,409	98.8	2,206,658	98.8	2,163,230	98.7	1,998,414	98.6
		過 年 分	19,765	22.4	20,579	26.2	18,121	23.2	21,882	94.9
		計	2,256,175	95.9	2,227,237	96.4	2,181,351	96.1	2,020,297	95.5

(2) 滞納処分等の実績

ア 三重地方税管理回収機構の活用状況

◎三重地方税管理回収機構徴収第1課分移管実績の推移 (各年度末数値)

年度	移管件数	移管金額※	徴収額※
H26	6	2,955,255	2,233,599
H27	14	9,289,609	4,815,800
H28	15	7,873,258	3,896,199
H29	14	8,054,121	3,827,287
H30	14	13,743,258	6,271,424
R1	15	19,814,845	10,523,540



※回収機構への移管は通常2年間である。

集計上、移管金額は単年度に移管した金額を、徴収金額は当該年度と前年度に移管したものに対して当該年度に取立てした金額を表している。

※三重地方税管理回収機構の組織概要

名称	三重地方税管理回収機構
設立	平成16年4月1日
団体種別	地方自治法第284条第2項に基づく一部事務組合
構成団体	県内28市町
処理業務	市町村税・個人県民税の滞納整理 (原則として国民健康保険税を除く) 差押え財産の公売 滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定 滞納整理に係る実務研修 滞納整理に係る個別相談
滞納整理の範囲	財産調査、財産差押、差押財産の公売
処理基準	当該市町での整理困難事案、不動産公売事案、滞納処分の執行停止、不納欠損処分検討事案
処理件数	移管事案、年間約2,000件の処理目標
所在地	津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎内

イ 差押実績（三重地方税管理回収機構委託以外、自庁分）

令和元年度実績（R2.3.31）

財産調査件数※	差押事前通知件数	区分	差押執行件数	取り立て金額（円）	備 考
		預金等	110	2,875,831	預金、生命保険等
		不動産※参加差押含む	3		
		その他	12	3,105,500	還付金、給与
5,688	102	計	125	5,981,331	
参考					
平成30年度実績	76	計	186	8,243,598	

※各金融機関等への口座残高等の照会件数

(3) 口座振替納付等の状況

ア 納付方法別構成比

(単位：千円・%)

	区 分 税 目	口座振替		自主納付		臨戸徴収		徴収税額計
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額
H28 納税者	市 県 民 税	106,213	8.5	1,133,282	90.5	13,017	1.0	1,252,512
	固 定 資 産 税 (都 計 含)	330,929	34.4	603,875	62.8	26,569	2.8	961,373
	軽 自 動 車 税	12,289	23.5	35,074	67.1	4,877	9.4	52,240
	合 計	449,431	19.8	1,772,231	78.2	44,463	2.0	2,266,125
H29 納税者	市 県 民 税	108,285	8.8	1,109,398	90.0	14,179	1.2	1,231,862
	固 定 資 産 税 (都 計 含)	333,995	30.4	740,404	67.5	23,538	2.1	1,097,937
	軽 自 動 車 税	12,660	23.3	38,825	71.6	2,786	5.1	54,271
	合 計	454,940	19.1	1,888,627	79.2	40,503	1.7	2,384,070
H30 納税者	市 県 民 税	108,553	8.5	1,165,634	90.6	11,811	0.9	1,285,998
	固 定 資 産 税 (都 計 含)	307,115	29.9	698,851	67.9	22,293	2.2	1,028,259
	軽 自 動 車 税	12,772	23.2	40,030	72.8	2,210	4.0	55,012
	合 計	428,440	18.1	1,904,515	80.4	36,314	1.5	2,369,269
R1 納税者	市 県 民 税	117,682	9.7	1,087,136	89.8	6,476	0.5	1,211,294
	固 定 資 産 税 (都 計 含)	317,049	34.6	582,814	63.7	15,216	1.7	915,079
	軽 自 動 車 税	13,821	25.0	40,182	72.5	1,407	2.5	55,410
	合 計	448,552	20.5	1,710,132	78.4	23,099	1.1	2,181,783

※ 上記の金額・構成比は現年度分のみで、過年度分は含まない。

イ 令和元年度 市税口座振替状況

税 目 \ 区 分		振替請求件数 A(件)	振替請求金 額 B (千円)	振替済件数 C(件)	振替済金額 D (千円)	収入率 D/B (%)	不能件数 E (件)	不能金額 F (千円)	不能率 E/A (%)
市県民税	1 期	834	31,387	809	30,634	97.6	25	753	3.0
	2 期	629	29,324	612	28,322	96.6	17	1,002	2.7
	3 期	585	28,561	570	27,489	96.2	15	1,072	2.6
	4 期	588	28,410	569	27,518	96.9	19	892	3.2
	計	2,636	117,682	2,560	113,963	96.8	76	3,719	2.9
固定資産税	1 期	4,718	98,382	4,603	96,110	97.7	115	2,272	2.4
	2 期	4,378	72,675	4,281	71,023	97.7	97	1,652	2.2
	3 期	4,376	73,017	4,254	70,295	96.3	122	2,722	2.8
	4 期	4,364	72,975	4,256	69,176	94.8	108	3,799	2.5
	計	17,836	317,049	17,394	306,604	96.7	442	10,445	2.5
軽自動車税	全期	2,438	13,821	2,387	13,456	97.4	51	365	2.1
合計		22,910	448,552	22,341	434,023	96.8	569	14,529	2.5

※1期目は前納分を含める。

4. 市税の税率と市民の負担

(1) 市税負担状況と取扱件数

(2) 税率等の一覧表

4 市税の税率と市民の負担

(1) 市税負担状況及び取扱件数

(令和元年度現年分)

区 分 税 目		市民税負担状況				
		調定額 (千円)	納税義務者		全 市 民	
			人数 (人)	1 人当平均 (円)	1 世帯平均 (円)	1 人当り平均 (円)
市 民 税	個 人	739,598	8,297	89,140	79,535	42,454
	法 人	138,342	795	174,015	14,877	7,941
固定資産税	資 産 税	802,377	9,677	82,916	86,286	46,058
	交 付 金	8,182	5	1,636,400		
軽自動車税	種 別 割	57,145	9,183	6,223	6,145	3,280
	環境性能割	416	22	18,900		
市 た ば こ 税		155,340			16,705	8,917
都 市 計 画 税		126,024	7,552	16,688	13,552	7,234
合 計		2,027,424	35,531	57,061	218,026	116,378

令和2年3月31日現在 (交付金除く)

世 帯 数 9,299世帯
人 口 17,421人

(令和元年度現年分)

市税取扱状況			
税 目		納税通知書発布数	督促状発布数
市 民 税	個 人	8,297	9,890 (含国保税分)
	法 人	795	
固 定 資 産 税		9,677	
軽 自 動 車 税		9,183	
市 た ば こ 税			
都 市 計 画 税		7,552	
合 計		35,504	

(2) 税率等の一覧表 (令和2年度)

区 分		納税義務者	賦 課 期 日	申告期限	税 率							納 期
市 民 税	個 人	市内に住所を有する個人	1 月 1 日	(個 人) 1 個人申告書 3 月 1 5 日 2 給与支払報告書 1 月末日	個 人	均 等 割	年 額 3,500円 (平成26年度から令和 5 年度まで)					(個 人) (1) 普通徴収 1 期 6月1日～ 6月30日 2 期 8月1日～ 8月31日 3 期 10月1日～10月31日 4 期 12月1日～12月28日 (2) 特別徴収 毎月 (6月～翌年 5 月) 翌月の 1 0 日 (3) 年金特別徴収 年金特別徴収対象年金給付 の支払日 (4,6,8,10,12,2月) (法 人) 申告納付
						所 得 割	課税標準額 一律 (6 / 1 0 0) 平成19年度から					
	法 人	1 市内に事務所又は事業所を有する法人 2 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び、市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団法人で代表者又は管理人を定めるものの		(法 人) 事業年度終了後 2 ヶ月以内なお 事業年度が 6 ヶ月を超える場合は事業年度開始の日以降 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内に中間申告	法 人	均 等 割	号	資 本 金 等		従 業 員	年 額 (円)	
							9	5 0 億円超		5 0 人超	3,000,000	
							8	1 0 億円超 5 0 億円以下		5 0 人超	1,750,000	
							7	1 0 億円超		5 0 人以下	410,000	
							6	1 億円超 1 0 億円以下		5 0 人超	400,000	
							5	1 億円超 1 0 億円以下		5 0 人以下	160,000	
							4	1 千万円超 1 億円以下		5 0 人超	150,000	
							3	1 千万円超 1 億円以下		5 0 人以下	130,000	
						割	2	1 千万円以下		5 0 人超	120,000	
							1	上記以外の法人等			50,000	
	法 人 税 割	資本等の金額が 1 億円超、又は分割前の法人税額が 4 0 0 万円超の場合				8.4 / 1 0 0						
		上記以外の場合				6.0 / 1 0 0						
固 定 資 産 税		土地・家屋・償却資産の所有者	1 月 1 日	償却資産は 1 月末日	土地・家屋・償却資産課税台帳に登録された価格× (1.4 / 1 0 0)						1 期 5月1日～ 5月31日 2 期 7月1日～ 8月1日 3 期 9月1日～ 9月30日 4 期 11月1日～11月30日	
市 た ば こ 税		卸売販売業者等		翌月末日	1,000本につき5,692円 (10月1日以降は6,122円)						翌 月 末 日	
都 市 計 画 税		都市計画区域内 (賀田町・曽根町除く) 所在する土地家屋所有者	1 月 1 日		土地・家屋課税台帳に登録された価格× (0.3 / 1 0 0)						固定資産税と同じ	

(2) 税率等の一覧表 (令和2年度)

区 分	納税義務者	賦 課 期 日	申 告 期 限	税 率							納 期				
軽 自 動 車 税 環 境 性 能 割	軽自動車を取得した者（取得価格が50万円以下の場合には課税されない。）	軽自動車 取得時	軽自動車 取得時	軽自動車の取得価格×燃費基準地達成度等に応じて決定される税率（令和3年3月31日まで）							軽自動車 取得時				
				区分	排出ガス要件		燃費要件		自家用	営業用					
				ガソリン 乗用車	平成17年排出ガス基準75％低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50％ 低減達成車（★★★★）	令和2年度燃費基準	+10％達成	非課税	非課税						
							達成	非課税	0.5％						
						平成27年度燃費基準	+10％達成	1.0％	1.0％						
				上記以外のもの					1.0％	2.0％					
				電気自動車、 燃料電池自動車	－		－		非課税	非課税					
				天然ガス自動車	平成21年排出ガス基準Nox10％低減 又は 平成30年排出ガス基準適合		－		非課税	非課税					
車両総重量2.5t以下の ガソリントラック	平成17年排出ガス基準75％低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50％ 低減達成車（★★★★）	平成27年度燃費基準		+20％達成	非課税	非課税									
				+15％達成	1.0％	0.5％									
				+10％達成	2.0％	1.0％									
軽 自 動 車 税 種 別 割	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	4 月 1 日	取得 1 5 日以内 廃車 3 0 日以内 変更 1 5 日以内	種 別		年額	種 別			年額	4 月11日～ 4 月30日				
				原動機付 自転車	50cc 以下		2,000	乗 用 四 輪 業 用	グ リ ン 化 特 例	75％軽減車		1,800			
					51 ～ 90cc		2,000			50％軽減車		3,500			
					91 ～125cc		2,400			25％軽減車		5,200			
					ミニカー	20～50cc	3,700			H27.3.31以前に初度検査		5,500			
				小 型 特 殊	農耕作業用		1,600		H27.4.1以後に初度検査			6,900			
					その他のもの		4,700		初度検査から13年経過			8,200			
				軽 自 動 車	二輪車		126～250cc	3,600	軽 自 動 車	貨 物 四 輪 自 家 用		グ リ ン 化 特 例	75％軽減車	1,300	
					三 輪 車	グ リ ン 化 特 例	75％軽減車	1,000					50％軽減車	2,500	
							50％軽減車	2,000					25％軽減車	3,800	
							25％軽減車	3,000					H27.3.31以前に初度検査		4,000
						H27.3.31以前に初度検査		3,100				H27.4.1以後に初度検査		5,000	
					H27.4.1以後に初度検査		3,900	初度検査から13年経過				6,000			
					初度検査から13年経過		4,600								
					乗 用 四 輪 自 家 用	グ リ ン 化 特 例	75％軽減車	2,700				貨 物 四 輪 業 用	グ リ ン 化 特 例	75％軽減車	1,000
							50％軽減車	5,400						50％軽減車	1,900
							25％軽減車	8,100						25％軽減車	2,900
				H27.3.31以前に初度検査			7,200	H27.3.31以前に初度検査		3,000					
				H27.4.1以後に初度検査		10,800	H27.4.1以後に初度検査		3,800						
				初度検査から13年経過		12,900	初度検査から13年経過		4,500						
				初度検査から13年経過		12,900	二輪の小型自動車		251cc以上	6,000					

5.税務課職員等状況

- (1) 職員体制
- (2) 年齢構成
- (3) 職員数の推移
- (4) 特殊勤務手当
- (5) 事務分掌

5. 税務課職員等状況

(定期監査資料より、R2.6.1現在)

(1) 職員体制

所 属 長	1名
課 税 係	課長補佐兼係長1名、係員7名、会計年度職員1名
収 納 係	主幹兼係長1名、係員5名、会計年度職員2名
計	正規職員15名、会計年度職員3名

(2) 年齢構成（正規職員分）

計	10代	20代	30代	40代	50代	60代
15	0	3	4	4	4	0

(3) 職員数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
所 属 長	1	1	1	1	1	1	1
課 税 係	9	9	9	9	9	8	8
収 納 係	5	5	6	6	5	5	6
計	15	15	16	16	15	14	15

(4) 特殊勤務手当

勤 務 内 容	
市税滞納による強制執行に従事したとき	日額 500円

(5) 事 務 分 掌

係 名	事 務 分 担
課税係	※市民税（県民税を含む。）及び諸税の賦課及び調査に関すること。 ※たばこ税の賦課及び調査に関すること。 ※軽自動車税の賦課及び調査に関すること。 ※税務資料の収集及び税務統計に関すること。 ※国民健康保険税の賦課及び調査に関すること。 ※介護納付金の賦課に関すること。 ※後期高齢者医療保険料の賦課に関すること。 ※固定資産税の賦課及び調査に関すること。 ※固定資産の評価に関すること。 ※都市計画税の賦課及び調査に関すること。 ※特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。 ※土地、地積原図の保管に関すること。 ※国有資産所在市町村交付金に関すること。
収納係	※市税の徴収、督促に関すること。 ※国民健康保険税の徴収、督促に関すること。 ※介護納付金の徴収、督促に関すること。 ※後期高齢者医療保険料の徴収、督促に関すること。 ※徴収の嘱託及び受託に関すること。 ※徴収猶予及び交付要求に関すること。 ※滞納処分に関すること。 ※執行停止及び欠損処分に関すること。 ※納税思想の普及啓発に関すること。 ※固定資産評価審査委員会に関すること。

参考資料

- (1) 尾鷲市の概要
- (2) 人口数の推移
- (3) 世帯数の推移
- (4) 基準財政収入額の推移等
- (5) 予算に占める市税割合の推移

(1) 尾鷲市の概要

① 市制施行

昭和29年6月20日 北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村が合併

② 人口

18,009人（男：8,382人 女：9,627人） 世帯数8,660世帯（平成27年国勢調査）

③ 面積

192.71平方キロメートル（平成26年10月1日現在）

④ 広がり

東西21km、南北19km

⑤ 地勢

総面積の90％が山林で覆われ、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されています。平坦地が極めて少なく集落は湾奥に位置しています。

⑥ 気候

黒潮の流れる熊野灘に面し、背後が三方高い山に囲まれていることから、全国有数の多雨地帯であり、年間降水量は4,000mm以上を記録しています。

⑦ 国際交流

カナダ・プリンスルパート市と姉妹都市提携
中国大連市金州区と友好都市提携

⑧ 市のシンボル

・市章：

「オ」と「鷲」を図案化したもの。5つの部分は合併した5町村（北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村）を表し、大空にはばたく大鷲は市運の上昇・飛躍・発展を意味し全体の円は円満和合の相を示しています。

・市の花：ヤブツバキ

主に沿岸部に自生する。濃緑に赤い花は、南国的である。

・市の木：ヒノキ

檜の育成や製材技術は、尾鷲市伝統産業である。

・市の鳥：アオサギ

尾鷲湾内の佐波留島で生息。青鷲の繁殖は、尾鷲の海の豊かさ、きれいさの象徴である。

・市の魚：ブリ

(2) 人口数の推移

(単位：人・％)

年度	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口	高齢化率
H23	2,151	11,284	7,408	20,843	35.54
H24	2,047	10,878	7,412	20,337	36.45
H25	1,962	10,543	7,558	20,063	37.67
H26	1,877	10,130	7,694	19,701	39.05
H27	1,802	9,744	7,691	19,237	39.98
H28	1,739	9,408	7,720	18,867	40.92
H29	1,675	9,139	7,710	18,524	41.62
H30	1,606	8,814	7,645	18,065	42.32
R1	1,550	8,529	7,641	17,720	43.12
R2	1,485	8,269	7,599	17,353	43.79

各年7月1日現在：住民基本台帳

(3) 世帯数の推移

(単位：世帯・人)

年度	世帯数（住民基本台帳）	1世帯あたり人員
H23	10,106	2.06
H24	9,966	2.04
H25	9,945	2.02
H26	9,896	1.99
H27	9,775	1.97
H28	9,661	1.95
H29	9,604	1.93
H30	9,477	1.91
R1	9,377	1.89
R2	9,282	1.87

各年7月1日現在：住民基本台帳

(4) 基準財政収入額の推移等

(財政課資料)

(単位：千円)

年 度 区 分	H27	H28	H29	H30	R1
市税	1,611,907	1,589,877	1,600,554	1,556,991	1,453,596
(1) 市 民 税	741,615	691,988	698,269	709,193	691,547
(2) 固定資産税	713,075	731,139	732,288	688,176	602,742
固定資産税	705,803	724,022	725,589	681,633	596,605
交付金及び納付金	7,272	7,117	6,699	6,543	6,137
(3) 軽自動車税	33,578	40,411	42,096	42,730	43,597
(4) 市たばこ税	123,639	126,339	127,901	116,892	115,710
地方譲与税	54,620	53,792	49,382	50,718	63,589
(1) 自動車重量譲与税	37,507	38,082	34,769	36,368	36,123
(2) 地方道路譲与税	—	—	—	—	—
(3) 地方揮発油譲与税	16,220	15,710	14,613	14,350	14,086
(4) 特別とん譲与税	893	—	—	—	—
(5) 森林環境譲与税	—	—	—	—	13,380
利子割交付金	3,119	2,551	3,733	3,215	3,439
配当割交付金	7,402	14,929	9,730	8,459	8,732
株式等譲渡所得割交付金	3,529	10,013	5,231	8,332	7,563
自動車取得税交付金	7,300	7,262	9,334	11,804	6,580
環境性能割交付金	—	—	—	—	2,095
交通安全対策特別交付金	3,300	2,917	2,648	2,686	2,521
地方消費税交付金	270,698	288,667	263,512	283,213	283,197
地方特例交付金	3,850	4,348	4,529	5,652	7,971
低工法等による控除額	0	0	△ 1,433	△ 1,185	△ 997
特別交付金	—	—	—	—	—
東日本大震災に係る特例加算額	1	0	0	0	0
自動車取得税減収補填臨時交付金	—	—	—	—	—
地方道路譲与税減収補填臨時交付金	—	—	—	—	—
基準財政収入額	1,965,726	1,974,356	1,947,220	1,929,885	1,838,286
基準財政需要額	5,042,462	5,046,187	5,010,096	5,002,060	5,173,960
財政力指数	0.389	0.392	0.39	0.389	0.377

※基準財政収入額とは

標準税率をもって算出した法定普通税の収入見込額の75%の額と、上記譲与税等との合計額をいう。

※基準財政需要額とは

国の基準によって算出された地方公共団体の必要経費をいう。

※財政力指数とは

基準財政収入額／基準財政需要額の3年間（現年度を含む）の平均値をいう。

(5) 予算に占める市税割合の推移（当初予算ベース）

(単位：千円)

年 度 区 分	一般会計歳入 (A)	市 税 (B)	(B) / (A) %
H26	10,000,000	2,246,884	22.5
H27	9,664,765	2,144,731	22.2
H28	9,554,886	2,145,950	22.5
H29	9,492,284	2,169,886	22.9
H30	9,148,240	2,122,893	23.2
R1	9,455,723	1,945,858	20.6
R2	9,844,310	1,894,967	19.2

新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少に対応する税の軽減措置などについて

※令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）交付

- （１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
伴う「徴収猶予の特例」について
- （２）中小事業者等が所有する償却資産及び事業
家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- （３）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特
措置の拡充
- （４）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- （５）住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る
対応
- （６）中止されたイベントに対する払戻請求権を
放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」について

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限が到来するものに限り１年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下（１）（２）のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

（１）新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

（２）一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目が（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

申請手続等

令和２年６月３０日以降は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預貯金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

※猶予を受けるにあたり必要な資料となりますので、提出いただけるようご協力をお願いします。

（２）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の 軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等は、令和３年度課税の１年分限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額が２分の１又はゼロとなります。

申告方法

・中小事業者等【個人（※１）、法人（※２）】は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

（※１）常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人（租税特別措置法施行令第５条の３第９項に規定する中小事業者に該当する個人）

（※２）資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社除く）（租税特別措置法施行令第２７条の４第１２項に規定する中小事業者に該当する法人）

・事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限（2021年1月末）までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類とともに軽減を申告する。

認定経営革新等支援機関等への申告書類

①中小事業者（個人、法人）であること

・個人については、（ア）常時使用する従業員数が1,000人以下でないこと、（イ）性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

・法人については、（ア）資本金等要件を満たすこと、（イ）大企業の子会社でないこと、（ウ）性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

②事業収入の減少

・会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する３月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。

③特例対象家屋の居住用・事業用割合

・青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

対象者・軽減率

・中小事業者（個人、法人）について、2020年２月～10月の任意の連続する３月の期間の事業収入※の合計が、

前年同期比▲30％以上50％未満の場合：１／２軽減

前年同期比▲50％以上の場合：全額免除

（※）売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

軽減対象

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

（３）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が加わります。

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均１％以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

（４）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限が６ヶ月延長され、令和３年３月31日までに取得したものが対象となります。

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

（５）住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応

住宅ローン控除可能額のうち一定の額及び範囲内を個人住民税から控除することについて、現在、控除期間を13年に延長する措置がとられていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンで取得した住宅等への入居が令和２年12月末までに行えなかった場合においても適用されます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
- ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること。
- ③令和３年１２月末までの間に②の住宅に入居していること。

（６）中止されたイベントに対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

政府の自粛要請を受けて中止された文化芸術・スポーツに係る一定のイベント（令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに開催又は開催予定であったもの）について、入場料等の払戻しを請求しなかった場合について、個人住民税の税額控除の対象となります。

○ 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるもの。

・税額控除割合：道府県民税４％、市町村民税６％※（合計最大10％）

○ 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限。

令和 2 年度版 市税概要

(令和 2 年12月10日作成)

編集発行 尾鷲市役所 税務課

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

電話 0597-23-8171～8173

FAX 0597-23-8174

E-mail zeimu@city.owase.lg.jp